（上席調査官）

第三百七十四条の三　沖縄地区税関の業務部に、上席調査官一人を置く。

2　前項の上席調査官は、命を受けて、第三百七十一条第二項各号に規定する事務を処理する。

（分析官）

第三百七十四条の四　沖縄地区税関の業務部に、分析官一人を置く。

2　分析官は、命を受けて、第三百六十七条第一項第二十三号に掲げる事務を処理する。

（調査部に置く課等）

第三百七十五条　調査部に、次に掲げる課を置く。

管理課

調査統計課

2　前項に掲げる課のほか、調査部に統括調査官一人、統括審理官二人及び特別審理官一人を置く。

（管理課の所掌事務）

第三百七十六条　管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第三百四十八条第一項各号の事務の運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二　支署、出張所及び監視署の分掌する第三百四十八条第一項各号の事務の運営の統一に関する指導及び調整に関すること。

（調査統計課の所掌事務）

第三百七十七条　調査統計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　外国貿易に関する統計及び諸表の作成に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、税関業務に関する統計の作成に関すること。

三　外国貿易の調査に関すること。

四　第一号に掲げる統計の公表に関すること。

五　輸出入貨物等の証明に関すること（収納課、統括審査官及び特別審査官の所掌に属するものを除く。）。

（統括調査官の職務）

第三百七十八条　統括調査官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　輸入貨物に係る仕入書その他課税価格に関する資料の調査、整理及び保存に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、貨物の価格調査に関すること（統括審査官及び特別審査官の所掌に属するものを除く。）。

三　輸入された貨物に係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の課税標準の調査並びに関税、内国消費税、国際観光旅客税及び貨物割に関する検査に関すること。

四　前号に掲げる事務に伴う関税、内国消費税、国際観光旅客税及び貨物割の確定に関すること。

五　相殺関税、不当廉売関税及び緊急関税の調査に関すること。

六　輸出された貨物に関する調査及び検査に関すること。

七　国際観光旅客税に係る帳簿（国外事業者に係るものに限る。）の整理及び保存に関すること。

2　前項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事務のうち沖縄地区税関長の指定する輸入された貨物に係るものについては、統括審査官において行わせることができる。

［条を加える。］

［条を加える。］

（上席監視官及び監視官）

第三百七十五条　沖縄地区税関に、上席監視官十七人以内及び監視官四十三人以内を置く。

2　上席監視官は、命を受けて、第三百五十四条及び第三百五十五条第一項各号に規定する事務を処理し、並びに監視官の行う事務を総括する。

3　監視官は、命を受けて、第三百五十四条及び第三百五十五条第一項各号に規定する事務を処理する。

（上席審査官及び審査官）

第三百七十六条　沖縄地区税関に、上席審査官四人以内及び審査官六人以内を置く。

2　上席審査官は、命を受けて、第三百五十七条第一項各号及び第三百五十八条第一項に規定する事務を処理し、並びに審査官の行う事務を総括する。

3　審査官は、命を受けて、第三百五十七条第一項各号及び第三百五十八条第一項に規定する事務を処理する。

（分析官）

第三百七十七条　沖縄地区税関に、分析官一人を置く。

2　分析官は、命を受けて、第三百五十七条第一項第二十三号に掲げる事務を処理する。

（上席調査官及び調査官）

第三百七十八条　沖縄地区税関に、上席調査官六人以内及び調査官九人以内を置く。

2　上席調査官は、命を受けて、第三百五十六条第一項各号、第三百五十九条、第三百六十条第一項各号、第三百六十三条第二項各号、第三百六十四条第二項各号、第三百七十条第二項及び第三百七十四条第二項に規定する事務を処理し、並びに調査官の行う事務を総括する。

3　調査官は、命を受けて、第三百五十六条第一項各号、第三百五十九条、第三百六十条第一項各号、第三百六十三条第二項各号、第三百六十四条第二項各号、第三百七十条第二項及び第三百七十四条第二項に規定する事務を処理する。